

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第4回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成26年6月19日(木) 午前10時～11時15分
- 2 開催場所 サンセール盛岡 桐華
- 3 出席者 評議員総数 7名
出席評議員 5名
評議員 赤澤 義昭 評議員 及川 和哉
評議員 川上 隆 評議員 佐々木 民夫
評議員 古澤 眞作
出席理事 2名
理事長 池田 克典 理事 菊池 和憲
出席監事 2名
監事 梅木 敬時 監事 久保 隆男
- 4 議長 評議員 及川 和哉
- 5 報告事項 平成25年度事業報告及び事業報告付属明細書について
- 6 決議事項
議案第1号 平成25年度計算書類等の承認について
議案第2号 公益財団法人岩手県文化振興事業団理事の選任について

7 議事の経過の要領及びその結果

定款第19条の定めに従い、出席した評議員の互選により選出された、及川和哉氏が議長となり、本評議員会は、定款第20条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた。

なお、議事録署名人については、議長一任とする提案がなされたので、議長は赤澤義昭氏と古澤眞作氏を指名、全員異議なく承認され、両人も承諾した。

〔報告事項〕

(1) 平成25年度事業報告及び事業報告付属明細書について

(1) について、総務部総務課長、県民会館参事、埋蔵文化財センター総務課長、博物館副館長及び美術館副館長より別紙議案書に基づき説明がなされ、下記の質疑

等を経て、これを了承した。

【評議員】

美術館における展示替えにより常設展を閉鎖せざるを得ないことについて、企画展の会期中に常設展の展示替えをすると、常設展も楽しみにしてきた来館者が常設展を観ることができない。ホームページ等で閉鎖の案内もしているようだが、企画展中の常設展展示替えは避けた方が良いのではないか。企画展と重ならないような工夫を検討いただけないか。

【美術館副館長】

企画展の無い期間に常設展の展示替えをすると、両展示とも無い状態となる為、企画展会期中に行っていたものであるが、展示替えの時期については今後検討することとする。

【評議員】

県民会館の利用率について、平成24年度で増加したものが平成25年度に減少したのは何か理由があるのか。

【県民会館参事】

平成25年度には、全国的な学会等のイベントが皆無だったことが一大理由である。

【評議員】

来年は事業団設立30周年とのこと。節目としてテーマ性をもった活動を期待する。メモリアルなものかつ将来に向けて発信できるようなものであると良い。

【事務局長】

30周年記念事業については、実行委員をたちあげ、何を実施するか検討する。

【評議員】

埋蔵文化財センターの発掘調査において、復興事業によって通常開発事業に支障をきたしていないか。

【埋蔵文化財センター所長】

発掘調査自体は順調に進んでいる。復興の障害にならないように進めるよう努める。

【評議員】

事業団の設立目的である、県民の教育、学術及び文化の振興の寄与にあっては、

入館者や利用率という数字的なことではなく、教育のレベルで行う事業、埋蔵文化財センターの学術レベルの事業及び一般県民が鑑賞者としての立場で芸術を愛好する機会の提供について、めりはりをつけて行うことで、県民への訴えがしやすくなるのではないかと。

また、メディアの協賛や新聞の報道は多大なる力があるが、イベントなどの情報の配信の仕方や取り上げ方を多様にするすることで、若者にも興味をもってもらえるのではないかと。

【評議員】

将来、3.11の東日本大震災津波を踏まえた研究、調査及び防災教育機関としての博物館をつくることのできないかと夢を抱いている。資料を集めること等から始められれば良いと思うのだが、芸術文化の組織として関わることのできないかと。

〔決議事項〕

(1) 議案第1号 平成25年度計算書類等の承認について

議長は議案第1号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明、及び梅木監事による監査報告がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(2) 議案第2号 公益財団法人岩手県文化振興事業団理事の選任について

議長は議案第2号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明、その賛否をひとり一人諮ったところ、各人について全員異議なくこれを承認した。

8 その他

(1) 第5回評議員会の開催について

総務部総務課長より、以下の事由に基づき、第5回評議員会を開催したい旨の提案があり、本評議員会欠席の國香よう子、千葉仁一両評議員からの書面の同意を含め、評議員全員の同意を得て、第5回評議員会の開催が承認された。

(提案事由) 本評議員会にて理事選任の承認を得たところだが、この直後に予定されている第20回理事会において、理事長及び業務執行理事の選定がおこなわれる運びとなっており、これに伴い、理事長及び理事の報酬を決定する必要がある。報酬の決定は、「公益財団法人岩手県文化振興事業団役員及び評議員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する規程」第3条の規定により評議員会で定めることとされていることから、当該理事会終了後、理事長等の報酬をご審議いただくため、ただちに評議員会を開催したいと考えている。そこで、「一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律」第183条の規定に基づき、評議員全員の同意をいただき、評議員会の招集の通知の手続きを省略して、第5回の評議員会を開催しようとするものである。

議長は、以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了した旨を述べ、午前11時15分閉会を宣し、解散した。

議事録作成者 事務局長 鈴木 清也

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名がこれに記名押印する。

平成26年6月23日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第4回評議員会

議長 印

評議員 印

評議員 印